

③ 新予防給付・地域支援事業の創設

在宅で介護保険サービスを受ける際には、原則としてケアプランの作成が必要です。制度が改正された後も、要介護1～5の認定を受ければ、この仕組みは変わりません。しかし、要支援1・2と認定された場合、「どのような介護予防サービスをどの程度使えばいいのかわかるのか」という「介護予防マネジメント」については、市町村、もしくは市町村から委託を受けた「地域包括支援センター」という機関が行う予定になっています。実際に手がける人も、ケアマネジャーではなく主に保健師が担当することになる予定です。そして、単に介護予防のプランを作成してサービスを手配するだけでなく、「本当にそのサービスを使うことで介護予防の効果が達成されたのか」という事後の評価まで行います。

なお、「地域包括支援センター」というのは、市町村や地域の法人などが運営する新しい機関で、その役割は要支援・要介護認定を受けた人への事業にとどまらず、介護予防についていえば、介護保険が適用されない人に対しても、その人が要支援・要介護にならないように、転倒予防教室や栄養指導などの「介護予防サービス」が提供されます。この「介護予防サービス」は、市町村ごとに計画される「地域支援事業」に分類されます。

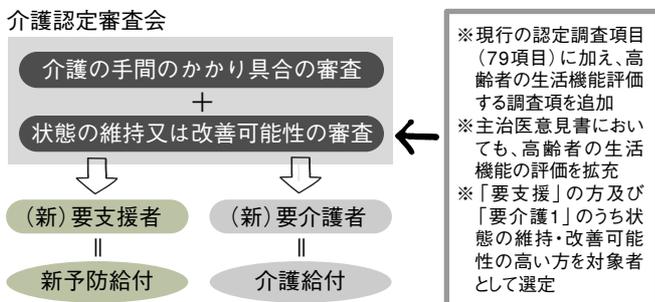
◎新予防給付の創設

介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、現行の予防給付について、対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントを見直し、「新たな予防給付」へと再編します。

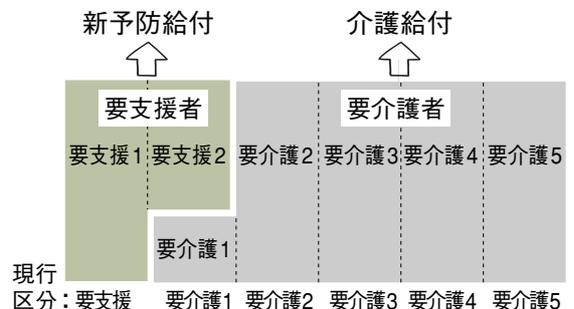
○対象者の範囲・決定方法

対象者は、市町村が行う要介護認定のプロセスを経て決定されます。具体的には、①現行の「要支援」の方(新区分の「要支援1」)、②現行の「要介護1」のうち状態の維持・改善可能性の高い方(新区分の「要支援2」)が対象となります。

●介護認定審査会における審査・判定プロセス



●保険給付と要介護状態区分のイメージ



○介護予防ケアマネジメント

新予防給付の介護予防ケアマネジメントは、要支援・要介護になることを防ぐ介護予防事業 (p.8) との一貫性・連続性を重視しつつ、市町村が責任を持って行います。

具体的には地域包括支援センターにおいてアセスメントを行い、①利用者の状態に応じた目標を設定、②本人を含め様々な専門家が協力して利用者の自立に資するサービスプランを作成、③サービス利用の効果などを定期的にチェックしていきます。

○介護予防サービスの内容

新予防給付として提供される介護予防サービスには、「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防訪問介護」「介護予防福祉用具貸与」など、15種類のサービス(介護予防ケアマネジメントを除く)があります。

介護予防サービスの主な内容

- 介護予防通所介護・通所リハビリテーション
- 介護予防訪問介護
- 介護予防福祉用具貸与・販売
- 支給限度額

◎地域支援事業の創設

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」が創設されます。

◎主な事業内容

1 介護予防事業

(地域の高齢者のうち要支援・要介護になるおそれの高い方(高齢者人口の概ね5%程度)を対象に、介護予防事業(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援)を実施)

2 包括的支援事業

(●総合相談支援事業 ●権利擁護事業 ●包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ●介護予防ケアマネジメント事業)

3 任意事業

(●介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業など)

◎改正後のサービス等の種類

《予防給付におけるサービス》

◎介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売

《介護給付におけるサービス》

◎居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 通所介護
- 通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売

◎居宅介護支援

◎施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

◎地域密着型サービス

- 小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

都道府県が指定・監督を行うサービス

市町村が指定・監督を行うサービス

その他

◎介護予防支援

◎地域密着型介護予防サービス

- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

- 住宅改修

- 住宅改修

市町村が実施する事業

◎地域支援事業

- 介護予防事業

○包括的支援事業

- 総合相談支援事業 ●権利擁護事業 ●包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ●介護予防ケアマネジメント事業

- 任意事業